

## 工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱取扱要領

(平成 30 年 10 月 17 日管理者決裁)

工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱（平成 30 年 10 月 17 日管理者決裁。以下「要綱」という。）第 3 条、第 5 条第 3 項、第 17 条、第 26 条の規定に基づき、要綱の取扱要領を次のとおり定める。

(一般競争入札の対象とならない業務)

**第 1 条** 要綱第 3 条に規定する管理者が定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築設計業務
- (2) 単価契約に係るもの、その他一般競争入札に適しないもの

(入札参加資格の設定基準)

**第 2 条** 要綱第 5 条第 3 項の規定により管理者が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第 5 条 第 1 項第 1 号及び第 5 号から第 7 号までに掲げる事項については、これを入札参加資格として設定しなければならない。
- (2) 要綱第 5 条 第 1 項第 4 号に掲げる事項については、これを入札参加資格として設定しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。この場合においては、同項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる事項を入札参加資格として設定することができる。
  - ア 要綱第 5 条 第 1 項第 4 号に掲げる事項に該当する者では、対象業務を行うことができないおそれがあること
  - イ 要綱第 5 条 第 1 項第 4 号に掲げる事項に該当する者だけでは、一般競争入札を行うに足りる十分な入札参加者数を確保できないおそれがあること
- (3) 要綱第 5 条 第 1 項第 9 号に掲げる事項を入札参加資格とする場合は、対象業務と同種のものについて、直近の一定期間（10 年以上とする。）における業務実績（再委託を受けたものを除く。）を求めるものとする。

(承継した業務実績に基づく入札参加申請)

**第 3 条** 相続、合併若しくは会社分割又は事業譲渡により当該種目に係る事業の全部を承継した相続人、新設会社、存続会社若しくは承継会社又は譲渡人は、被相続人、消滅会社若しくは分割会社又は譲渡人が行った業務を業務実績として入札参加をしようとする場合は、要綱第 11 条第 1 項第 1 号の類似業務の実績調書に当該承継の事実を証する書類（あらかじめ管理者の確認を受けたものに限る。）を添付しなければならない。

- 2 前項の場合において、被相続人、消滅会社若しくは分割会社又は譲渡人が仙台市交通局有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 11 月 10 日管理者決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受け、その期間が経過していないときは、その者の業務実績とすることはできないものとする。

(書換え等の禁止の解釈)

**第 4 条** 要綱第 8 条第 2 項の規定は、要綱第 11 条第 1 項各号に掲げる書類の記載の不備について補正を命ずることを妨げるものではない。

(指名競争入札の対象業務)

**第5条** 要綱第17条に規定する管理者が定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格100万円未満の建築設計業務のうち、特命とする必要がないもの
- (2) 予定価格1,000万円以上の工事に係る業務のうち、単価契約に係るものその他一般競争入札に適しないもの

(様式)

**第6条** 要綱に規定する手続に係る関係書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札参加申請書〔様式第1号〕
- (2) 類似業務の実績調書〔様式第2号〕
- (3) 配置予定技術者に関する調書〔様式第3号〕
- (4) 一般競争入札参加資格審査結果通知書〔様式第4号〕
- (5) 理由説明請求に対する回答書〔様式第5号〕
- (6) 一般競争入札参加資格喪失等通知書〔様式第6-1号〕  
指名競争入札参加資格喪失等通知書〔様式第6-2号〕
- (7) 質疑応答書〔様式第7号〕

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は平成30年11月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成31年4月26日改正)

この改正は令和元年5月1日から実施する。